

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 28 日 (金) 第 84 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (2件) (保健医療福祉課取扱い) 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 5
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 7
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定 (2件) (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第158号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25352	令和 2 年 2 月 18 日	雑 誌	ディアプラス 2月号 16567-02	新書館	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25353			恋愛LoveMAX 2月号 12080-2	秋田書店		

鹿児島県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市下大川内字新谷759番1, 759番4
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第160号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月19日農林水産省告示第1209号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字下楠生4198番, 4247番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第162号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545番地

2 認定の有効期限

令和 5 年 2 月 28 日

鹿児島県告示第163号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
池田病院	鹿児島市西田一丁目4番1号

2 認定の有効期限

令和 5 年 3 月 6 日

鹿児島県告示第164号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
堀之内 尚志	わかばクリニック	薩摩川内市祁答院町 下手977番地	内科	令和 2 年 2 月 13 日

鹿児島県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
たついくクリニック	鹿児島市玉里団地三丁目26番12号	令和元年 9 月 30 日	精神通院医療
くらのメンタルクリニック	鹿児島市東谷山六丁目37番1号	令和元年 9 月 30 日	精神通院医療

鹿児島県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
カミヤ三照堂薬局	鹿児島市西千石町16番6号	令和元年 8月1日	精神通院医療
あさひ調剤薬局中央店	薩摩川内市横馬場町5番6号	令和元年 8月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
たついくリニック	鹿児島市玉里団地三丁目26番12号	令和元年 10月1日	精神通院医療
くらのメンタルクリニック	鹿児島市東谷山六丁目37番1号	令和元年 10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
けだなの薬局	鹿児島市吉野二丁目30-12	令和元年 10月1日	精神通院医療
スター調剤薬局小松原店	鹿児島市小松原二丁目1番3号	令和元年 10月1日	精神通院医療
スター調剤薬局田上店	鹿児島市田上二丁目28番3号	令和元年 10月1日	精神通院医療
まごころ調剤薬局	いちき串木野市大原町80番地2号	令和元年 10月1日	精神通院医療
あさひ調剤薬局	薩摩川内市西向田町77番2号	令和元年 10月1日	精神通院医療
そお調剤薬局	曾於市末吉町二之方字竹谷ノ上6015番22	令和元年 10月1日	精神通院医療
オガワ薬局	鹿屋市新川町132-1	令和元年 10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 pluss h i n e	鹿児島市千年二丁目11番21号	訪問看護ダイズ	鹿児島市新屋敷町16番鹿児島県住宅供給公社304号室	令和元年10月1日	精神通院医療
公益社団法人肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135番地3	公益社団法人肝属郡医師会立訪問看護ステーション	垂水市錦江町1番地140(老健コスモス苑内)	令和元年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志町1779番地	令和元年10月1日	精神通院医療
北迫心療内科クリニック	鹿児島市東千石町2-14プレール東千石1階	令和元年10月1日	精神通院医療
菜の花こころの診療所	鹿児島市宇宿七丁目5番1号	令和元年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
りぼん薬局	鹿児島市中央町11番地鹿児島中央ターミナルビル2F	令和元年10月1日	精神通院医療
あかり薬局東千石店	鹿児島市東千石町4-35スカイパーキングビル1階	令和元年10月1日	精神通院医療
宇宿たいよう薬局	鹿児島市宇宿七丁目5番36号	令和元年10月1日	精神通院医療
m y 薬局さつま	薩摩郡さつま町船木2323-1	令和元年10月1日	精神通院医療
そうごう薬局隼人店	霧島市隼人町住吉1353番7	令和元年10月1日	精神通院医療
きらきら薬局	鹿屋市新川町610番地2	令和元年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第172号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和2年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 9010401074443 （鹿児島市）	同 左	プレミアム育成前期	令和 2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		産直ビーフ後期	元.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マイルドステージ	元.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		すけっとKG	元.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
竹之内穀類産業（株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同 左	肥育用後期飼料No. 80257	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		肥育用後期飼料No. 80281	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
新生飼料（株） 鹿児島工場 4010401078985 （霧島市）	同 左	アミノビーフ	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ハイカロ1号	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）南九州物産 本社工場 5340001007385 （霧島市）	同 左	TMR生産	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（有）そおりサイクルセンター 大崎有機工場 2340002027831 （曾於郡大崎町）	同 左	発酵飼料	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 大崎工場 1340001001045 （曾於郡大崎町）	同 左	確認済，ポーク，チキン混合ミール	2.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）道下地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 2 年 3 月 2 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により，志布志市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備（生産基盤型）有明地区山重柳谷換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 2 年 3 月 2 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により，志布志市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備（生産基盤型）有明地区長迫換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 2 年 3 月 2 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第176号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）あいら地区第1換地区の工事は，平成21年3月31日に完了した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 177 号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）あいら地区第 2 換地区の工事は、平成 21 年 3 月 31 日に完了した。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 178 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 2 月 28 日から 2 週間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字西児見 719 番 9 地先から同町一湊字宇都山 905 番 1 地先まで	前後	13.9~22.6 14.7~75.4	144.0 144.0

大 隅 地 域 振 興 局 告 示 第 3 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 2 月 28 日

大 隅 地 域 振 興 局 長 松 菌 英 昭

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援事業所くれよん	鹿屋市寿三丁目 11 番 2 号	医療法人明昌会	鹿屋市寿三丁目 11 番 2 号	福田 恒典	令和 2 年 3 月 15 日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援